

海津市生活交通確保維持改善計画（案）
海津市地域内フィーダー系統確保維持改善計画

資料 7

平成27年6月 日

海津市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（背景）

海津市の公共交通の状況は、コミュニティバスが中心となっており、合併前に各町で運行されていた路線形態を引継ぎ、若干の見直しを図りながら現在は8路線で運行している。しかし、利用者が少ない路線や便、バス停が存在しており、平成22年に実施した市民アンケート調査では、「公共交通の便利さ」について「不満」及び「どちらかといえば不満」と回答した市民が約6割もあった。特に、8路線で市内をくまなく運行する路線形態としているため、目的地までの迂回が多く、所要時間が長いことから、利用者から運行時間短縮の要望が多くでている。運行便数の少ない路線も多く、昼間の利用が極端に少ないといった状況もある。

市民の移動の利便性を確保することは、日常生活の維持だけでなく、本市の人口定着・観光振興等のまちづくりにも大きく寄与するものであるため、市内の公共交通機関の中軸としてのコミュニティバスを中心に、市民ニーズにあった路線・運行時間・運行方法等に見直しを行うこととした。

（目的・必要性）

まず、利用実態を把握・分析するため、次の調査等を行った。

平成25年度には、公共交通基礎調査として、市民アンケート調査、名阪近鉄バス及び海津市コミュニティバス利用者アンケート調査を行い、利用実態と市民ニーズを把握した。また、市内10地区を対象に市民意見交換会を開催し、ワークショップ形式で公共交通に対する意見、要望等を把握した。これらの調査を踏まえて、公共交通を維持活性化するための課題を整理した。

平成26年度には、地域公共交通確保維持改善事業（調査事業）を活用して、養老鉄道の利用実態調査・アンケート調査を実施し、鉄道利用者のニーズを把握するとともに、海津市にとって望ましい公共交通再編を検討するため、海津市地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通再編事業の実施を位置づけた。

この計画に基づき、海津市では現行8路線の定時定路線型コミュニティバスを、隣接市・鉄道駅と接続し通勤・通学利用が可能な広域移動用の幹線3路線（海津羽島線、南幹線、お千代保稲荷線。定時定路線型）と、主に昼間の買い物・通院・温泉利用を想定したデマンド交通に再編することにした。これにより、養老鉄道・名阪近鉄バスによる広域幹線との接続を図るとともに、隣接する養老町・輪之内町・羽島市のコミュニティバス・デマンド交通とも広域連携し、全体として利便性の高いネットワークを構築することにした。

本計画では、上記の公共交通再編事業の実施を円滑かつ効果的に実施し、海津市のまちづくりと広域との連携による公共交通サービスを維持するため、地域公共交通確保維持改善事業の適用を行う。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

《目標指標》

海津市コミュニティバス（デマンドを含む）の利用者数⇒131,218人から132,000人に増加

海津市コミュニティバスの現状の利用者数は、年間145,928人（H25年度）であり、これから通学利用の小学生の利用を除くと131,218人。

海津市公共交通網形成計画では、5年後のH31年度に3%増の年間135,000人を目標としているため、1年後は0.6%増として、132,000人を目標とする。

(2) 事業の効果

養老鉄道、名阪近鉄バス及び隣接市町のコミュニティバス・デマンド交通と海津市コミュニティバス（定時定路線及びデマンド交通）との接続により、広域及び市内の公共交通ネットワークが形成し、効率的な公共交通体系の実現、市民の日常生活交通を確保できる。

具体的には、コミュニティバスの再編により、通勤・通学目的の運行便数が確保されるとともに、通院・買い物・海津温泉等への温泉利用などの目的に対して、市内全域からの利用が可能となり、市民の日常生活移動を確保することができる。

海津市コミュニティバスは、岐阜県内で有数の集客力を誇る「千代保稲荷神社」「国営木曽三川公園」等への周辺鉄道駅からのアクセスを確保することにより観光振興につながり、地域の活性化の促進が期待される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（表1）

(1) 運行系統の概要

添付の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1 地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」を参照。

(2) 路線図・時刻表

① 別添の路線図・時刻表を参照。

② 地域内フィーダー系統の要件（地域間幹線系統と接続）

海津市コミュニティバスの定時定路線及びデマンド交通は、地域間幹線系統（名阪近鉄バス線）及び養老鉄道、名鉄線新羽島駅と接続。

(3) 運行事業者の決定方法

① 公募型プロポーザルにより、運行事業者2社の中からスイトラベル㈱を選択した。

② 契約期間は5年間としている。

(4) 運行予定期間

地域公共交通網形成計画は、平成27年度から31年度までの5年間であるが、毎年事業評価を実

施し、よりより公共交通体系となるように必要に応じて改善を行い、事業継続することを想定している。
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（表2）
添付の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2 地域公共交通確保維持改善事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」を参照。
5. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
① 海津市コミュニティバス（定時定路線）の運行にあたり、便ごとの利用者数を運転手が記録し、年間の利用者数を把握する。また、デマンド交通については、1運行ごとの利用者数、乗車及び降車場所を記録し、年間の利用実態を把握する。 ② 公共交通利用者の意見、要望を把握するため、一定期間ごとにアンケート調査を実施する。 ③ 一定期間ごとに、町内10地域で意見交換会を開催し、市民の意見、要望等を把握する。
6. 協議会が平日1日あたりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 7. 協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
※対象外
8. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要（表5）
別添表5参照
9. 車両の取得に係る目的・必要性
※対象外
10. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
※対象外
11. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
※対象外
12. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
※対象外

13. 協議会の開催状況と主な議論

海津市地域公共交通会議の開催経緯

回	開催日	主な議論
第1回	平成25年12月5日	海津地公共交通の概要・現況について 海津市公共交通基礎調査実施計画 海津市公共交通に関する市民アンケート調査実施概要
第2回	平成26年3月24日	公共交通基礎調査報告書（案）
第3回	平成26年5月30日	海津市コミュニティバスの状況について 海津市公共交通計画等策定調査業務委託公募型プロポーザル実施要綱（案） 海津市公共交通計画等策定調査業務委託仕様書（案）
第4回	平成26年8月18日	主要鉄道待ち時間について H26 養老線の概要、養老線の支援について 海津市地域公共交通計画等策定調査業務業者選定結果 養老鉄道利用者アンケート調査実施概要 海津市地域公共交通計画（たたき台）
第5回	平成26年10月29日	海津市コミュニティバス バス停位置・名称変更について 養老鉄道利用者実態調査結果 海津市バス路線再編実施計画（素案）
第6回	平成27年1月16日	意見交換会の報告 海津市コミュニティバス バス停位置・名称変更について 海津市地域公共交通計画（案） 海津市生活交通ネットワーク計画（案） パブリックコメントについて 事業評価について
第7回	平成27年3月24日	パブリックコメントの実施結果について 海津市地域公共交通計画（案）の承認について 海津市生活交通ネットワーク計画（案）の承認について
第8回	平成27年6月26日	海津市生活交通確保維持改善事業計画の承認について

14. 利用者等の意見の反映状況

海津市地域公共交通会議の構成員には、海津市民の代表者として、市議会議員、自治連合会長、老人クラブ連合会長及び利用者代表として公募市民4名が含まれているほか、計画策定にあたり、利用実態調査（市民アンケート調査、バス及び養老鉄道利用者アンケート調査）の結果を議論するとともに、市内10地区での意見交換会を平成25,26年度の2回開催し、市民、利用者の意見を反映している。

15. 協議会メンバーの構成

海津市地域公共交通会議 委員

区 分	役 職 等
運送事業者	名阪近鉄バス(株)、スイトトラベル(株)、岐阜近鉄タクシー(株)、養老鉄道(株)
運行事業者が組織する団体	公益社団法人岐阜県バス協会
市民の代表	海津市議会議員、海津市自治連合会長、海津市老人クラブ連合会長、公募委員 4 名
地方運輸局	国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局
運転手が組織する団体	名阪近鉄バス労働組合
岐阜県	岐阜県公共交通課
道路管理者	国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所、岐阜県大垣土木事務所
警察	海津警察署
学識経験者	岐阜大学工学部教授
海津市	海津市副市長、市民環境部長、建設部長
合 計	22 名

16. 関係者間でのリスク分担を含めた役割（突発的な事象等に対するリスク分担）

○運行事業者

1. 事故発生時の処理体制

- ・乗務員はすみやかに「負傷者の有無を確認」「救急車・警察署・営業所への連絡」「負傷者の救護」「交通の安全確保」を実行する。

①利用者への情報提供

- ・運行管理責任者が情報収集とお客様からのお問い合わせに対応する。

②運行回避措置

- ・事故発生時より 30 分以内の運行の継続を目標に予備車を配車し、運行の遅延を最小限にするように対応する。

③海津市への報告

- ・事務所の運行管理責任者等が事故発生時の速報を電話連絡する。事故の詳細(事故原因、事故処理、修理、補償の状況等)については、後日書面にて報告する。

④事故発生時の相手方への対応

- ・会社の保安担当者と運行管理責任者が過失の割合に関係なく誠意をもって対応する。

⑤補償方法等

- ・会社が契約する保険会社により補償する。

2. 災害発生時等緊急時の対応

- ・事故発生時の対応に準ずる。
- ・定員超過を予測されるときは、あらかじめ予備車による続行便を運行する。

○海津市役所

- ・ 運行事業者からの連絡を受け、対処方法を指示する。
- ・ 海津市地域公共交通会議会長・岐阜運輸支局へ事故報告する。